



5 環 審 第 1 9 号

令和6年3月12日

福島県知事 様

福島県環境審議会長



水質汚濁防止法第3条第1項で規定する排水基準を定める省令等の改正に伴う福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について (答申)

令和6年1月26日付け5環共第2225号で諮問ありましたこのことについて、審議検討の結果、これを適当と認めます。